

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 カブシキガイシャ株式会社 ネクサス
 住所 〒633-0054 奈良県桜井市阿部680-25
フリガナ代表者氏名 ダイエョウトリシマリヤク オカダ ノリヒロ代表取締役 岡田 憲博
 電話番号 0744-45-1356
 FAX番号 0744-45-1356
 メールアドレス nexus@xmail.plala.or.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 17 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | ✓ | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | ✓ | 22 | 上牧町 水道事業管理者 | ✓ |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | ✓ | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | ✓ | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 王寺町 水道事業管理者 | ✓ |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | ✓ | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 17 | 川西町 水道事業管理者 | | 24 | 広陵町 上下水道事業管理者 | ✓ |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | ✓ | 11 | 葛城市 水道事業管理者 | ✓ | 18 | 三宅町 水道事業管理者 | | 25 | 河合町 水道事業管理者 | ✓ |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 田原本町 水道事業管理者 | ✓ | 26 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 6 | 桜井市 水道事業管理者 | ✓ | 13 | 平群町 水道事業管理者 | ✓ | 20 | 高取町 水道事業管理者 | | 27 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | ✓ | 21 | 明日香村 水道事業管理者 | | 28 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 ネクサス

住 所 〒633-0054

奈良県桜井市阿部680-25

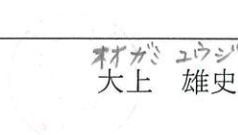
代表者氏名 代表取締役 岡田 憲博



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

| 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名 | |
|--------------------------------|----------------------|
| フリガナ 氏 名 | フリガナ 氏 名 |
| 代表取締役 岡田 憲博 カダ 憲博 | |
| 取締役 岡田 教子 カダ 教子 | |
| 取締役 岡田 藍都 カダ 藍都 | |
| 取締役 中尾 誠 ナオ 誠 | |
| 取締役 大山 慎也 オヤマ 慎也 | |
| 事業の範囲 | 一般土木建築工事業 水道施設工事業 |
| 機械器具の名称、性能及び数 | 別表のとおり |

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

| | |
|--|--|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 株式会社 ネクサス 奈良事務所 |
| 上記事業所の所在地 | 郵便番号 630-8302 住所 奈良県奈良市白毫寺町835-1 大和紀寺ビル4F 電話番号 0742-25-3700 F AX番号 0742-25-3701 メールアドレス nexus@xmail.plala.or.jp |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
|  オオガミ ユウジ 大上 雄史 | 第233869号 |

| | |
|--------------------------------|--------------------|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | |
| 上記事業所の所在地 | |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| | |

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成30年 9月 日 現在

| 種 別 | 名 称 | 型式、性能 | 数 量 | 備 考 |
|----------------|-----------|-----------------|-----|-----|
| 管の切断用の 機械器具 | エンジンカッター | ブレードφ355 mm | 1 | |
| | パイプソー | 15～150 mm(A) | 1 | |
| | グラインダー | ブレードφ100 mm | 1 | |
| | 塩ビカッター | 30 mm(A)以下 | 1 | |
| | 金切りのみ | | 3 | |
| 管の加工用の 機械器具 | サドル分水用穿孔機 | φ20～50 mm | 1 | |
| | 密着コア挿入機 | φ20～50 mm | 1 | |
| | V P専用穿孔機 | φ13～φ25 mm | 1 | |
| | パイプねじ切器 | 1/2～1 1/2 (インチ) | 1 | |
| | パイプ面取器 | 50 mm(A)以下 | 1 | |
| | やすり | 300号型判丸やすり | 3 | |
| 接合用の機械器具 | パイプレンチ | 最大口幅 100 mm | 2 | |
| | プライヤー | 最大口幅 25 mm | 2 | |
| | ラチェットレンチ | 1/2～1 1/2 (インチ) | 2 | |
| | ガストーチ | ガスボンベ式 | 2 | |
| | モンキーレンチ | 最大口幅 25 mm | 2 | |
| 水圧テストポンプ | 手動テスター | 0～3.3Mpa | 1 | |
| 断水器 | パイプ断水機 | φ13～25mm | 1 | |
| | 断水コマ | φ13～30mm | 1 | |

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 ネクサス

住 所 奈良県桜井市阿部680-25

代表者氏名 代表取締役 岡田 憲博



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県桜井市大字阿部 680-25
株式会社ネクサス

| | |
|------------------|---|
| 会社法人等番号 | 1500-01-019931 |
| 商号 | 株式会社ネクサス |
| 本店 | 奈良県桜井市大字阿部 680-25 |
| 公告をする方法 | 官報に掲載する方法により行う。 |
| 会社成立の年月日 | 平成27年4月27日 |
| 目的 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般土木建築工事業 2. 衣料雑貨品、寝具、貴金属、宝石、時計、眼鏡、光学機器、家具、美術工芸品、室内装飾品、医薬部外品、化粧品、食料品、酒類、農産物、畜産物、水産物、日用雑貨品、機械工具、運動具、玩具、書籍、文房具、事務用品、介護用品及び介護機器、情報通信機器、コンピューターのソフトウェア・ハードウェア・その周辺機器の販売・賃貸及び輸出入 3. インターネット関連事業 4. 人材育成のための教育事業 5. 労働者派遣事業 6. 古物商 7. 飲食店の経営及びコンサルティング業務 8. 株式、為替等への投資、運用事業 9. 不動産売買及び仲介並びに不動産の管理 10. ITコンサルティング業 11. 上記各号に附帯関連する一切の業務 |
| 発行可能株式総数 | 1万株 |
| 発行済株式の総数並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 1000株 |
| 資本金の額 | 金500万円 |
| 株式の譲渡制限に関する規定 | 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。 |
| 役員に関する事項 | 取締役 岡 田 憲 博 |
| | 取締役 岡 田 藍 都 |

| | | |
|------------|-----------------------------------|---------------|
| | 取締役 岡田 教子 | |
| | 取締役 中尾 誠 | 平成29年 4月17日就任 |
| | | 平成29年 4月27日登記 |
| | 取締役 大山 慎也 | 平成29年 4月17日就任 |
| | | 平成29年 4月27日登記 |
| | 奈良県桜井市大字阿部680番地の25 代表取締役 岡田 憲博 | |
| 登記記録に関する事項 | 設立 | 平成27年 4月27日登記 |

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成30年 9月19日

奈良地方法務局
登記官

菊池 寛之



1730年9月24日

原本と相違ない

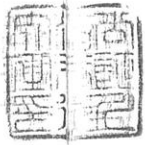
株式会社ネクサス

代表取締役 岡田 寛厚



株式会社ネクサス

定 款



定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 ネクサス と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般土木建築工事業
2. 衣料雑貨品、寝具、貴金属、宝石、時計、眼鏡、光学機器、家具、美術工芸品、室内装飾品、医薬部外品、化粧品、食料品、酒類、農産物、畜産物、水産物、日用雑貨品、機械工具、運動具、玩具、書籍、文房具、事務用品、介護用品及び介護機器、情報通信機器、コンピューターのソフトウェア・ハードウェア・その周辺機器の販売・賃貸及び輸出入
3. インターネット関連事業
4. 人材育成のための教育事業
5. 労働者派遣事業
6. 古物商
7. 飲食店の経営及びコンサルティング業務
8. 株式、為替等への投資、運用事業
9. 不動産売買及び仲介並びに不動産の管理
10. ITコンサルティング業
11. 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 奈良県桜井市 に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

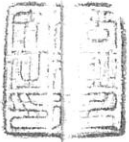
第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社が発行することのできる株式の総数は、10,000 株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。



(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

2 次の各号に定める場合には、前項の承認があったものとみなす。

- (1) 株主間の譲渡
- (2) 当社の役員又は従業員を譲受人とする譲渡

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により、当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第9条 株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、次の場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

- (1) 株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人に対し、株主名簿記載事項を当社に記載又は記録すべきことを命じた確定判決を提出して請求するとき
- (2) 株式取得者が、上記(1)の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提出して請求するとき
- (3) 株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者の相続人であって、これを証する書面を提出して請求するとき
- (4) その他会社法施行規則22条1項各号に定めるとき

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

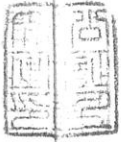
(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名・住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。これらを変更した場合も同様とする。

- 2 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。



(基準日)

第13条 当社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株 主 総 会

(招集及び招集権者)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時、必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役がこれを招集する。社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より3日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。
- 4 前項の招集通知は、書面であることを要しない。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

- 2 社長に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において、出席株主のうちから議長を選出する。

(決議の方法)

第16条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

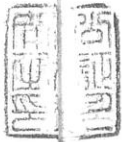
(議決権の代理行使)

第17条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに、代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

(総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。



第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の資格)

第21条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠又は増員により就任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第23条 当会社に取り締役を複数名置く場合には、株主総会の決議により代表取締役1名を定め、この代表取締役をもって社長とする。

(取締役に対する報酬等)

第24条 取締役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。

第5章 計 算

(事業年度)

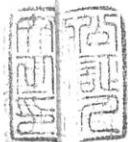
第25条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第27条 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されない



ときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第28条 当社の設立時発行株式の数は1,000株、その発行価額は1株につき金5,000円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第29条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金5,000,000円とする。

2 当社の設立後の資本金の額は、金5,000,000円とする。

(最初の事業年度)

第30条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成28年3月末日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第31条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

| | |
|----------|---------|
| 設立時取締役 | 岡 田 憲 博 |
| 設立時取締役 | 岡 田 藍 都 |
| 設立時取締役 | 岡 田 教 子 |
| 設立時代表取締役 | 岡 田 憲 博 |

(発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及びその払込金額)

第32条 発起人の氏名、住所、発起人が割り当てを受ける株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

| | | | |
|----|------------------|--------|-------------|
| 住所 | 奈良県桜井市大字阿部680-25 | | |
| 氏名 | 岡 田 憲 博 | 1,000株 | 金5,000,000円 |

(法令の準拠)

第33条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。

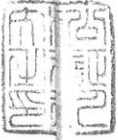
以上、株式会社ネクサスの設立のため、発起人岡田憲博の定款作成代理人行政書士荒谷 雅貴 が電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成27年4月15日

発 起 人 岡 田 憲 博

上記発起人の定款作成代理人 行政書士 荒谷 雅貴





同一の情報の提供

提供の日付： 平成27年4月27日

公証人： 酒井 徳矢 

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市内侍原町6番地

奈良県林業会館ビル3階

請求対象の登簿管理番号： 15-1401000602001361

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人： 酒井 徳矢

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市内侍原町6番地

奈良県林業会館ビル3階

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。

第二三三八六九号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 大上雄史

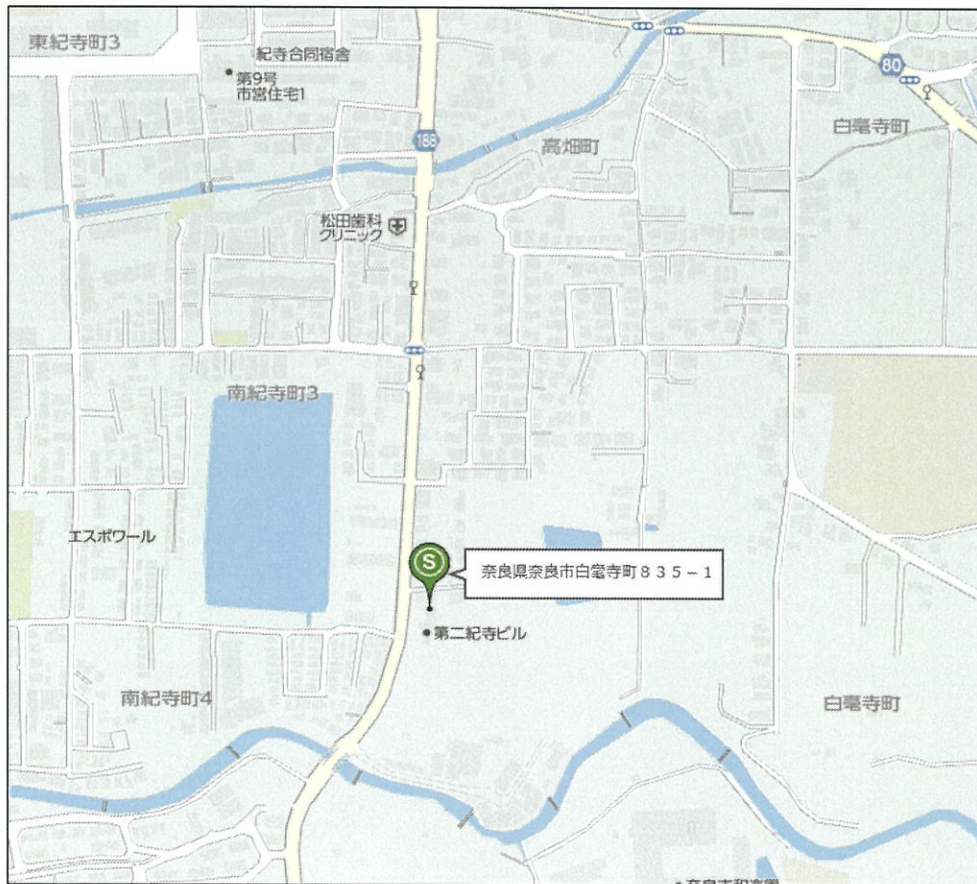
昭和五十四年十二月八日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

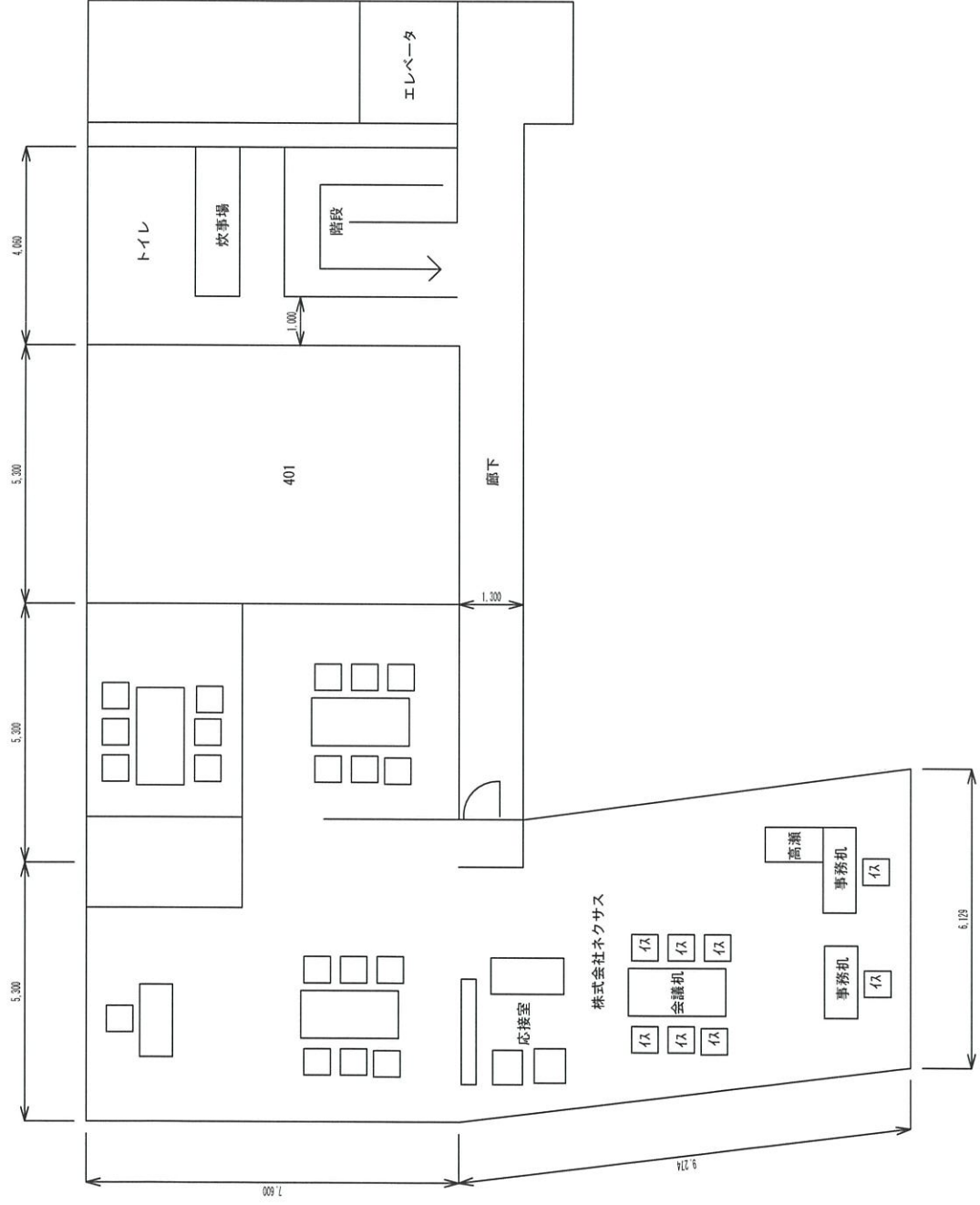
平成十八年二月十七日

厚生労働大臣 川崎二郎

付近見取り図



事務所平面図
株式会社ネクサス



事務所写真

平成30年9月1日 撮影



重機写真



事務所写真

平成30年9月1日 撮影



重機写真



運搬車両の写真

自動車登録番号又は
車両番号

奈良 130 せ 9-01

前
面
写
真



側
面
写
真



撮影

H30 年 9 月 1 日

運搬車両の写真

自動車登録番号又は
車両番号

奈良 430 そ 9-01

前
面
写
真



側
面
写
真



撮影

H30 年 9 月 1 日

運搬車両の写真

自動車登録番号又は
車両番号

奈良 430 た 9-01

前
面
写
真



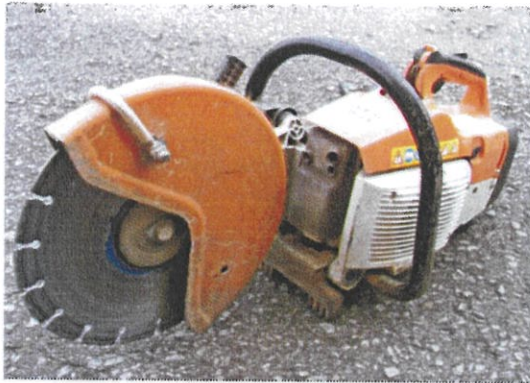
側
面
写
真



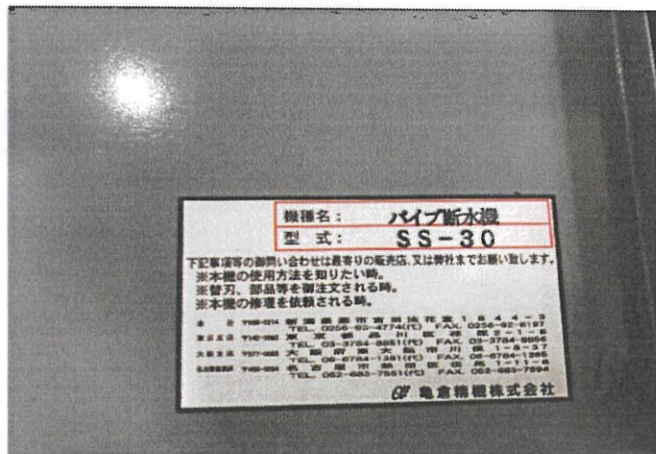
撮影

H30 年 9 月 1 日

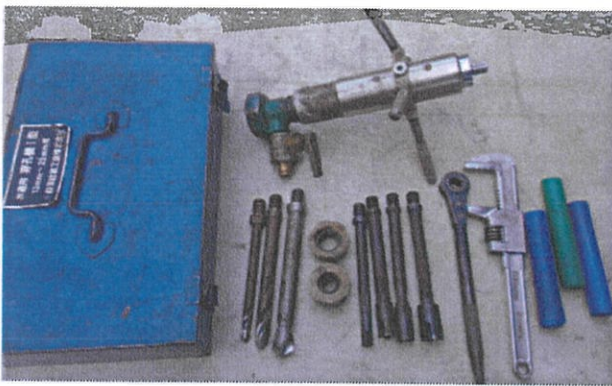
機械器具



機械器具



機械器具



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ カブシキガイシャ 株式会社 ネクサス
 住所 〒633-0054 奈良県桜井市阿部680-25
 代表者氏名 フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク オカダ ノリヒロ 代表取締役 岡田 憲博
 電話番号 0744-45-1356
 FAX番号 0744-45-1356
 メールアドレス nexus@xmail.plala.or.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 17 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | ✓ | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | ✓ | 22 | 上牧町 水道事業管理者 | ✓ |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | ✓ | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | ✓ | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 王寺町 水道事業管理者 | ✓ |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | ✓ | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 17 | 川西町 水道事業管理者 | | 24 | 広陵町 上下水道事業管理者 | ✓ |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | ✓ | 11 | 葛城市 水道事業管理者 | ✓ | 18 | 三宅町 水道事業管理者 | | 25 | 河合町 水道事業管理者 | ✓ |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 田原本町 水道事業管理者 | ✓ | 26 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 6 | 桜井市 水道事業管理者 | ✓ | 13 | 平群町 水道事業管理者 | ✓ | 20 | 高取町 水道事業管理者 | | 27 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | ✓ | 21 | 明日香村 水道事業管理者 | | 28 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

株式会社 ネクサス

〒633-0054

届出者 奈良県桜井市阿部 680-25

代表取締役 岡田 憲博



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 解任 の届出
をします。

| | | |
|-----------------------------|--------------------|-----------|
| 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 株式会社 ネクサス 奈良事務所 | |
| 上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 | 選任・解任の年月日 |
| 大上 雄史 | 第 233869 号 | |

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二三三八六九号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 大上雄史

昭和五十四年十二月八日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十八年二月十七日

厚生労働大臣 川嶋二郎